

秋田地方最低賃金審議会 令和5年度第3回 秋田県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和5年8月7日（月） 13：30～16：05

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公 益 委 員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名（途中1名、所用により退席）

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局から他局の審議状況等について説明がなされた。
- (2) 第2回専門部会に引き続き、個別協議（公労会議、公使会議）を重ねたものの、労働者側と使用者側の合意が得られなかったことから、現行の最低賃金から44円引き上げて時間額を897円とする「公益委員見解」が示され、採決を行った。賛成5名、反対2名で賛成が過半数であったため、「公益委員見解」を本専門部会の結論として、この後開催される本審に報告し、本審の場で採決することとなった。
- (3) 事務局から本審の開催時刻、会場について説明がなされた。